



働くあなたと市内中小企業を元気に！

緊急雇用報奨金

おしごと未来応援金

募集要領

(令和3年4月1日版)

申請前に必ずお読みください

【問い合わせ先】茅ヶ崎市 経済部雇用労働課

☎0467-82-1111(平日 8:30~17:00)

目次

I 茅ヶ崎市おしごと未来応援金の目的	3
II 補助金額	3
III 採用期間及び必要な雇用期間	3
IV 支給要件	
1. 事業者 支給要件	4
2. 労働者 支給要件	8
V 申請受付期間	9
VI 申請手続き	
1. 「おしごと未来応援金」の採用から支給までの流れ	10
2. 申請に必要な書類	
(1) 事業者 提出書類	11
(2) 労働者 提出書類	12
(3) 申請書等様式の入手方法	12
(4) 申請に関する注意事項	13
(5) 申請書類の提出先	13
VII 交付決定・振込	13
VIII 各種申請書の記載例	
・採用申出書(事業者対象)	14
・茅ヶ崎市おしごと未来応援金支給申請書兼誓約書(事業者用)	15
・茅ヶ崎市おしごと未来応援金支給申請書兼誓約書(労働者用)	18
・在籍証明書(労働者が単独で申請する場合の参考様式)	20

I 茅ヶ崎市おしごと未来応援金の目的

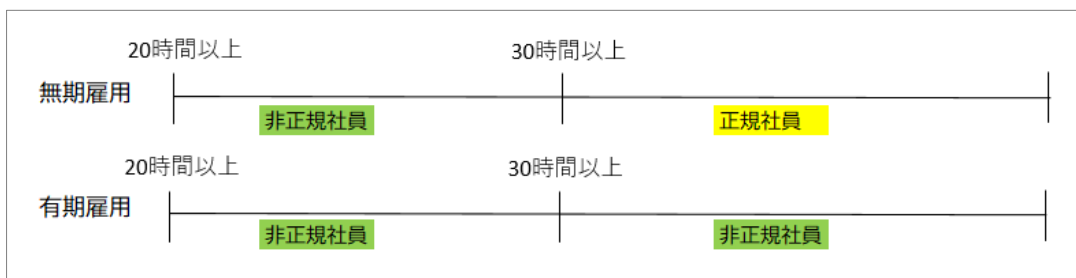
この制度は、新型コロナウイルス感染症拡大による影響で、増加する失業者と人材不足に悩む事業者のマッチング事業として、就職に困難を抱えている方の早期就職・雇用継続を応援するとともに、新たに人材を雇い入れた市内事業者を支援することを目的としています。

II 補助金額

報奨金の支給額は以下のとおりです。

事業者向け	労働者向け
正規社員：雇用1名につき10万円を支給 ※1事業者につき最大100万円まで	正規社員：5万円を支給 ※1回限り
非正規社員：雇用1名につき5万円を支給 ※1事業者につき最大50万円まで	非正規社員：2万円を支給 ※1回限り

※この制度の正規社員・非正規社員の基準は以下のとおりです。



ア) 正規社員

- ① 雇用期間の定めのない者であること
- ② 一週間の所定労働時間が30時間以上の者であること。
- ③ 健康保険、厚生年金保険の被保険者となった届け出を行い、確認を受けた者

イ) 非正規社員

- ① 雇用期間の定めのない者、または雇用期間の定めのある者にあつては契約更新の可能性がある雇用期間として採用されたこと
- ② 1週間の所定労働時間が20時間以上の者であること。

III 採用期間及び必要な雇用期間

以下のとおり、6か月以上の継続雇用が必要です。

採用期間	必要な雇用期間
正規社員、非正規社員ともに 令和3年4月1日～7月31日まで	正規社員、非正規社員ともに 採用された日(※)から6か月以上

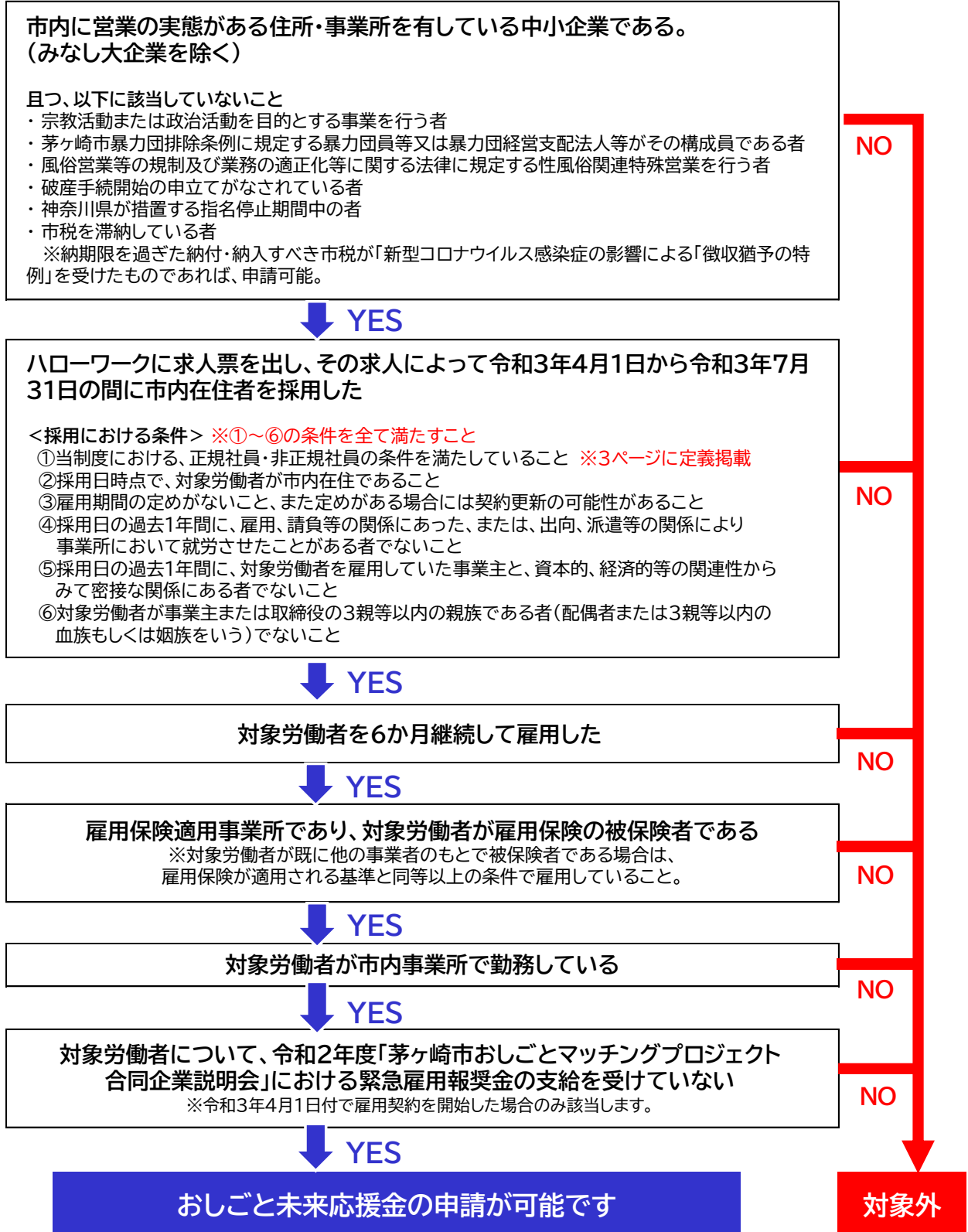
※採用された日は、雇用契約が開始した日（以下、雇用契約開始日という）を指します。

IV 支給要件

1. 事業者 支給要件

◆事業者要件フローチャート

※各要件の説明は次ページ以降をご覧ください。



◆以下、各要件の説明です。

(1) 茅ヶ崎市内に営業の実態がある住所または事業所を有する中小事業者であること(みなし大企業を除く)

中小事業者の定義は、下表の「資本金の額または出資額」と「常時使用する従業員数」のいずれかを、満たす事業者を言います。

業種は、登記簿上の業種ではなく、市内事業所で営む事業の内容と実態から判断します。

業種	資本金の額 または出資額	常時使用する 従業員の数
ア) 製造業、建設業、運輸業	3億円以下	300人以下
イ) 卸売業	1億円以下	100人以下
ウ) サービス業	5,000万円以下	100人以下
エ) 小売業	5,000万円以下	50人以下
オ) その他の業種(ア～エを除く)	3億円以下	300人以下

(1)-1 補助対象者の範囲

交付対象となりうる者	交付対象にならない者
<ul style="list-style-type: none"> ・会社及び会社に準ずる営利法人 (株式会社、有限会社、合名会社、合資会社、 合同会社、企業組合、協業組合) ・個人事業主 ・特定非営利活動法人(NPO法人) ・協同組合等の組合 ・労働組合(法人格を持つもの) ・一般社団法人、公益社団法人 ・一般財団法人、公益財団法人 ・医療法人 ・学校法人 ・農業組合法人 ・社会福祉法人 ・信用金庫、労働金庫 	<ul style="list-style-type: none"> ・任意団体(法人格がないもの) ・大企業(みなし大企業を含む) ・労働組合 ・申請時点で事業を営んでいない創業 予定者 ・官公庁(市の外郭団体を含む)

※みなし大企業とは次のいずれかに該当する企業を言います。

- ・大企業が単独で発行済株式総数または出資総額の2分の1以上を所有または出資していること。
- ・大企業が複数で発行済株式総数または出資総額の3分の2以上を所有または出資していること。
- ・役員総数の2分の1以上を大企業の役員または職員が兼務していること。

(1)-2 本事業では以下の方は「常時使用する従業員数」に含めないものとします。

- ア)会社役員(ただし、従業員との兼務役員は「常時使用する従業員」に含まれます。)
- イ)個人事業主本人および同居の親族従業員
- ウ)(申請時点で)育児休業中・介護休業中・傷病休業中または退職中の従業員
※法令や社内就業規則に基づいて休業・求職措置が適用されている者
- エ)以下のいずれかの条件に該当するパートタイム労働者等
- 日々雇い入れられる者、2か月以内の期間を定めて雇用される者、または季節的業務に4か月以内の期間を定めて雇用される者(ただし、所定の期間を超えて引き続き雇用される者は「常時使用する従業員」に含まれます。)
 - 所定労働時間が同一の事業所に雇用される「通常の従業員」の所定労働時間に比べて短い者(1日の労働時間及び1か月の所定労働日数が4分の3以下か、1週間の労働時間及び1か月の所定労働日数が4分の3以下の場合に限ります。)

(2) 雇用保険適用事業所であること

申請日時点までに雇用保険適用事業所であることが条件です。

(3) 公共職業安定所に求人を出し、当該求人によって、令和3年4月1日から令和3年7月31日までに茅ヶ崎市内在住者(採用日時点で茅ヶ崎市内に在住している者)を採用したこと

雇用契約開始日が令和3年4月1日から令和3年7月31日であり、雇用契約開始日時点で、採用された方の住民票が茅ヶ崎市内にあることが条件です(※労働者と市内在住要件の判断の時点が違います)。

(4) (3)で採用した対象労働者を採用日から6か月以上継続して雇用したこと。

雇用契約開始日が4月1日の場合、9月30日までの在籍で6か月经過と判断します。

(5) 対象労働者を市内事業所で勤務させていること。

申請日時点で営業の実態がある市内事業所にて勤務させているか確認します。

(6) 対象労働者の雇用期間に定めがないことまたは雇用期間に定めがある場合においては契約期間の更新の可能性がある雇用期間として採用していること。

ハローワークに提出した求人票および採用者と交わした雇用契約書等において確認します。雇用期間の項目において、「雇用期間の定めなし」とあること、「雇用期間の定めあり」と記載がある場合は「契約更新の可能性あり」と記載されていることを確認します。

- (7) 対象労働者が支給対象事業者のもとで雇用保険の被保険者であること。ただし、他の事業者によりすでに被保険者である場合には、雇用保険が適用される基準と同等以上の条件で雇用していること。

他事業所で雇用保険に加入している場合は、他事業所での加入が確認できる書類が必要です。労働者から、他事業所へ写しを手配してもらってください。

- (8) 対象労働者に係る茅ヶ崎市緊急雇用報奨金支給要綱に基づく報奨金の支給を受けていないこと。

令和2年度に実施した「茅ヶ崎市おしごとマッチングプロジェクト合同企業説明会」で採用した方について、既に令和2年度の緊急雇用報奨金の支給を受けている場合は、本制度の条件を満たしていても、支給を受けることはできません。

※このケースは、令和3年4月1日付で雇用契約を開始した場合のみ該当します。

- (9) その他以下に掲げる要件に該当しない者であること

- ア 宗教活動または政治活動を目的とする事業を行う者
- イ 茅ヶ崎市暴力団排除条例(平成23年茅ヶ崎市条例第5号)第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等がその構成員である者
- ウ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に規定する性風俗関連特殊営業を行う者
- エ 対象労働者の採用日の前日から起算して過去1年間に、雇用、請負等の関係にあった、または、出向、派遣等の関係により事業所において就労させたことがある者
- オ 対象労働者の採用日の前日から起算して過去1年間に対象労働者を雇用していた事業主と、資本的、経済的等の関連性からみて密接な関係にある者
- カ 対象労働者が雇い入れ事業所の事業主または取締役の3親等以内の親族である者(配偶者または3親等以内の血族もしくは姻族をいう)
- キ 破産手続開始の申立てがなされている者
- ク 神奈川県が措置する指名停止期間中の者
- ケ 市税を滞納している者

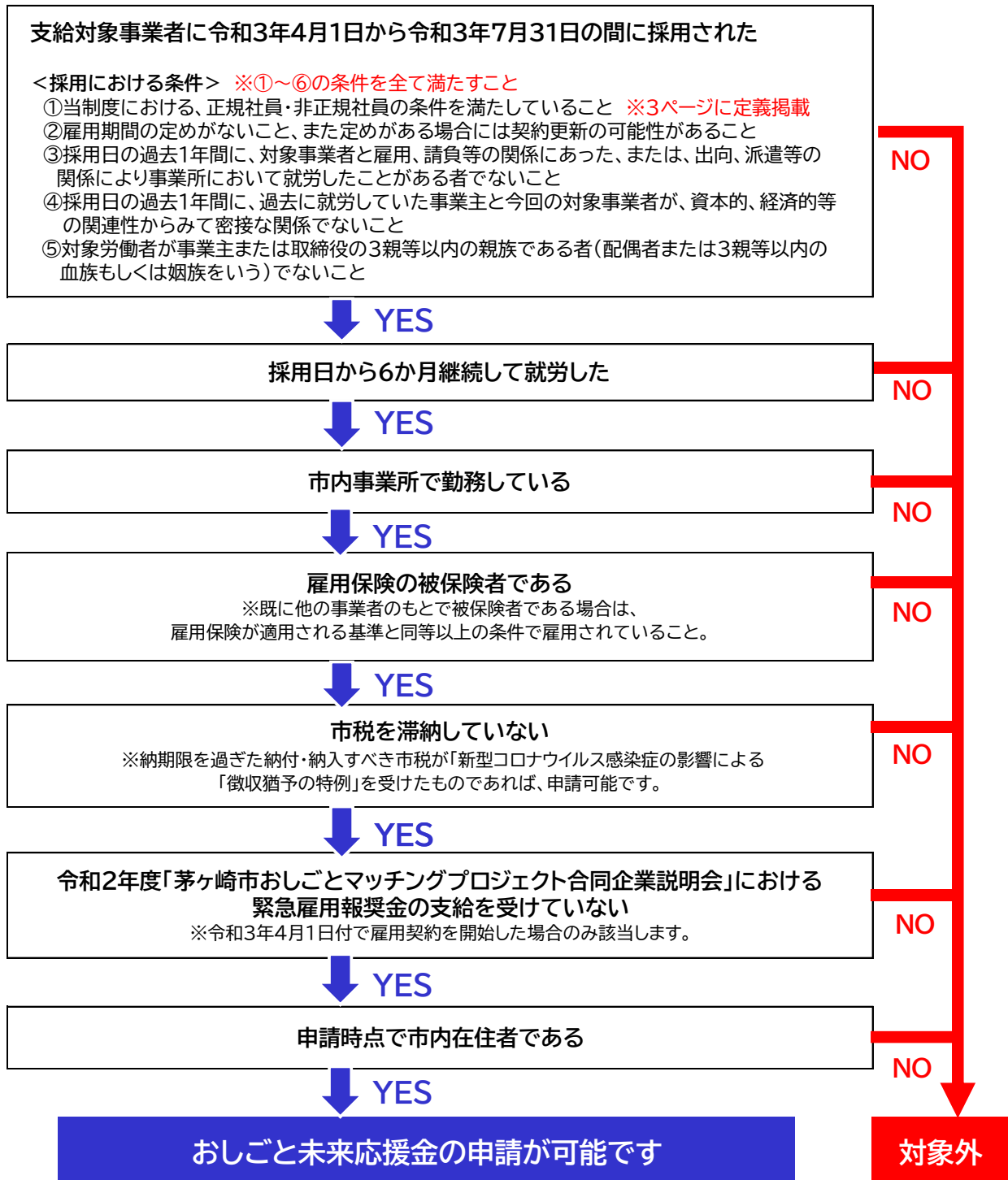
※納期限を過ぎた納付・納入すべき市税が「新型コロナウイルス感染症の影響による「徴収猶予の特例」(地方税法附則第59条第1項に基づく徴収猶予)」を受けたものであれば、申請可能です。

- コ その他市長が不相当と認める者

2. 労働者 支給要件

◆労働者要件フローチャート

※各要件の説明は次ページ以降をご覧ください。



◆以下、各要件の詳細説明です。

- (1) 支給対象事業者に令和3年4月1日から令和3年7月31日までに採用されたこと
雇用契約書等に記載のある雇用契約開始日で確認します。

(2) 市内在住者(応援金の申請日の時点)であること

雇用契約を開始した日の時点で茅ヶ崎市外に住んでいても、申請日時点で住民票が茅ヶ崎市にあれば、支給対象です。

(3) 支給対象事業者に採用日から6か月以上継続して雇用され、当該支給対象事業者により雇用保険が適用されていること。ただし、他の事業者によりすでに被保険者である場合には、当該支給対象事業者のもとでも雇用保険が適用される基準と同等以上の条件で雇用されていること

他事業所で雇用保険に加入している場合は、他事業所での加入が確認できる書類が必要です。他事業所へ書類の写しを出してもらおうよう手配してください。

(4) 市内事業所で勤務していること。

申請日時点で営業の実態がある市内事業所にて勤務していることを確認します。

(5) 茅ヶ崎市緊急雇用報奨金支給要綱に基づく報奨金の支給を受けていないこと

令和2年度に実施した「茅ヶ崎市おしごとマッチングプロジェクト合同企業説明会」に参加し、その後採用されて既に緊急雇用報奨金の支給を受けている場合は、本制度の支給を受けることはできません。

※このケースは、令和3年4月1日付で雇用契約を開始した方のみ該当します。

(6) 市税を滞納していないこと

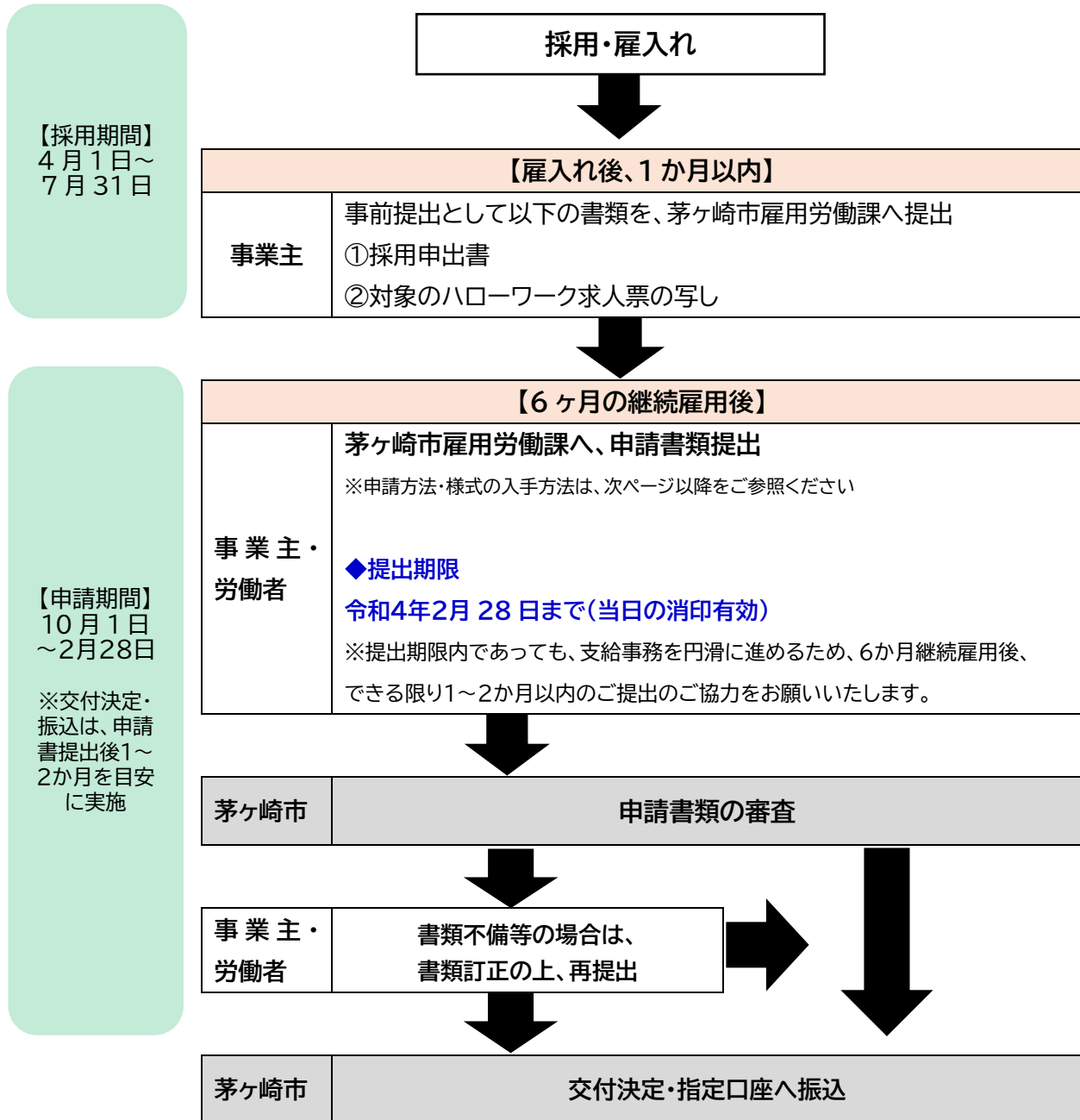
納期限を過ぎた納付・納入すべき市税が「新型コロナウイルス感染症の影響による「徴収猶予の特例(地方税法附則第59条第1項に基づく徴収猶予)」を受けたものであれば、申請可能です。

IV 申請受付期間

令和3年10月1日(金)～令和4年2月28日(月) (当日の消印有効) まで

※予算の範囲を超えた場合は、申請受付期間内でも受付を終了する場合があります。

1. 「おしごと未来応援金」の採用から支給までの流れ



2. 申請に必要な書類

(1)事業者 提出書類

①事前申出(雇入れ後、1か月以内)

●採用申出書

この申出書は、茅ヶ崎市おしごと未来応援金の支給対象者を事前に把握するためのものです。
(申請書ではありません。)

申出書提出後に新たに支給対象者を雇入れた場合は、都度申出をお願いします。

●対象のハローワーク求人票の写し

ハローワークの求人票は採用後ハローワークのインターネットサービスから削除されますので、写しを保管しておいて下さい。

②交付申請(6ヶ月の継続雇用後)

以下の書類を、全て揃えた上で、ご提出をお願いします。

事業者 提出書類	
1	茅ヶ崎市おしごと未来応援金支給申請書兼誓約書(第1号様式)
2	市内で営業の実態がある事業所と確認できる書面の写し (法人:登記簿謄本など 個人事業主:本人確認書類及び開業届など)
3	雇用条件を明らかにする書類(雇用契約書又は労働条件通知書の写しなど) ※契約期間、就業の場所、社会保険の加入状況が確認できること
4	雇用保険の加入を確認できる書類の写し (雇用保険被保険者資格取得等確認通知書(事業主通知用)の写しなど) ※他事業者で既に参加している場合、他事業者で参加していることが確認できる書類が必要。
5	社会保険の加入を確認できる書類の写し (健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書の写しなど) ※対象労働者が正規社員の場合のみ
6	振込先口座の金融機関名、店名、口座名義、口座番号が確認できる通帳等の写し
7	対象労働者の採用時に公共職業安定所に出していた求人票の写し ※事前に提出している場合、申請時の提出は不要。

(2)労働者 提出書類

以下の書類を、全て揃えた上で、ご提出をお願いします。

労働者 提出書類	
1	茅ヶ崎市おしごと未来応援金支給申請書兼誓約書(第2号様式)
2	本人確認ができる書面の写し(免許証、パスポートなど)
3	振込先口座の金融機関名、店名、口座名義、口座番号が確認できる通帳等の写し
4	雇用条件を明らかにする書類(雇用契約書又は労働条件通知書の写しなど) ※契約期間、就業の場所、社会保険の加入状況が確認できること
5	在籍証明書(勤務先事業所、採用日、在職状況がわかる任意の在職等証明) ※事業所の様式で申請可能ですが、市の参考様式と同じ項目を証明してもらってください。
6	雇用保険の加入を確認できる書類の写し (雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写しなど) ※他事業者で既に加入している場合、他事業者で加入していることが確認できる書類が必要です。
7	社会保険の加入を確認できる書類の写し (健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書の写しなど) ※正規社員の場合のみ
8	採用時に事業者が公共職業安定所に出していた求人票の写し ※事業所が事前に提出している場合は不要。

※支給対象事業所と同時に申請する場合、4、5、6、7及び8については提出不要です。

(3)申請書等様式の入手方法

茅ヶ崎市ホームページから様式をダウンロードしてください。

ダウンロードができない方は、雇用労働課までお問合せください。

【URL】

<https://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/sangyo/koyo/1042572.html>



(4)申請に関する注意事項

- 書類に不備がある場合は受理しません。再提出いただき、内容に不備がないことが確認できた時点で申請書の正式受領となります。
- 申請書の受領後、交付決定まで2～3週間程度かかります。
- 審査の結果、交付決定されないことがあります。
- 提出された書類は返却しませんので、必ず申請書の控えを保管してください。
- 申請書類の作成及び提出等、申請に係る経費は申請者の負担となります。

(5)申請書類の提出先

原則、郵送で申請をお願いします。

※郵送費は申請者のご負担となります。予めご了承ください。

〒253-8686

茅ヶ崎市茅ヶ崎 1-1-1

茅ヶ崎市経済部雇用労働課 雇用労働担当

電話：0467-82-1111（平日 8 時 30 分から 17 時まで）

VII 交付決定・振込

交付申請に基づき審査を経て、応援金の交付決定の可否を文書にて通知します。交付決定日から1か月以内に指定の口座へ振り込みを行います。

※書類受領日から交付決定まで約2～3週間程度かかります。

VIII 各種申請書の記載例

採用申出書(事業者対象)

茅ヶ崎市おしごと未来応援金 採用申出書

令和 3 年 4 月 15 日

茅ヶ崎市長 様

申出者	所在地	茅ヶ崎市茅ヶ崎1-1-●●
	企業名及び 代表者名 (個人の場合は氏名)	株式会社えぼしまろ 代表取締役 烏帽子 太郎
	ご担当者の部署・氏名 ※問い合わせ用	人事課 烏帽子 陽子
	電話	0467-82-●●●●
	メール	taro-eboshi@eboshi.co.jp

茅ヶ崎市おしごと未来応援金支給要綱第4条の要件に該当する対象労働者を雇用したので、下記のとおり申出いたします。

◆支給対象となる労働者の人数

正規社員	1 人
非正規社員	0 人

<参考:茅ヶ崎市おしごと未来応援金制度での正規社員・非正規社員の基準>

【正規社員】

- ① 雇用期間の定めのない者であること
- ② 一週間の所定労働時間が30時間以上の者であること。
- ③ 雇用保険、健康保険、厚生年金保険法の被保険者となった届け出を行い、確認を受けた者

【非正規社員】

- ① 雇用期間の定めのない者、または雇用期間の定めのある者にあつては契約更新の可能性のある雇用期間として採用されたこと
- ② 1週間の所定労働時間が20時間以上の者であること。

[注意事項]

- (1) この申出書は、茅ヶ崎市おしごと未来応援金の支給対象者を事前に把握するためのものです。(支給申請書ではありません。)
- (2) 公共職業安定所に提出した該当の求人票を添付してください。
- (3) この申出書は、対象雇用者を新たに雇入れた日から起算して、原則30日以内に市に提出してください。
- (4) この申出書提出後に新たに支給対象者を雇入れた場合は、都度申出をお願いします。

茅ヶ崎市おしごと未来応援金支給申請書兼誓約書（事業者用）

第1号様式（第7条関係）

茅ヶ崎市おしごと未来応援金支給申請書兼誓約書（事業者用）

6か月の継続雇用
以降の日付

令和 3年 10月 1日

（宛先）茅ヶ崎市長

茅ヶ崎市おしごと未来応援金の支給を受けたいので、「3 誓約及び同意事項」に誓約及び同意のうえ関係書類を添えて申請します。

<申請者>

フリガナ		カブシキガイシャ エボシマロ										
名称 (商号または屋号)		株式会社えぼしまろ										
本社	本社住所	〒253-0041 茅ヶ崎市茅ヶ崎1-1-●●										
	資本金	3000 万円										
	従業員数	50 人										
	主たる事業	※市内事業所で営む主な事業を一つ選択してください。 ① () 製造業、建設業、運輸業 ② () 卸売業 ③ (✓) サービス業 ④ () 小売業 ⑤ () その他の業種										
	法人番号 (13桁) ※法人のみ	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
市内事業所の住所	〒253-0041 茅ヶ崎市茅ヶ崎1-1-●●											

この記載内容で中小企業要件に該当するかを判断します。

代表者の 役職・氏名	代表取締役 烏帽子 太郎	<div style="border: 1px solid red; padding: 5px; color: red; text-align: center;"> 株式会社 しろえ 代表取締役 印 取 社 表 之 印 取 社 </div>
電話番号	0467-82-●●●●	
代表者の住所 ※個人事業主のみ	〒	<div style="border: 1px solid orange; padding: 5px; color: orange;"> 個人事業主の場合は、 住所を記載してください。 </div>

1 支給申請額

正規社員

非正規社員

記入しないでください

円 百

万円

2 採用した対象労働者

つぎの者は、採用日より6か月经過時点で市内事業所に在籍していたこと

この欄は在籍証明書を兼ねています。

対 象 労 働 者				事務処理欄
該当のハローワーク求人票番号		14080-158●●●●●●		記入 しない で ください
採用日	令和 3年 4月 1日	生年 月日	昭和 ・ 平成 元年 9月 9日	
氏 名	茅ヶ崎 桂子	就業 時間	1週間の所定労働時間（申請時点） 20時間以上 30時間以上	
住 所	（採用時点）茅ヶ崎市元町●-●-●			
雇用 期間	（申請時点） 期間の定めあり ・ 期間の定めなし			

3 誓約及び同意事項(事業者)

誓約・同意事項に一つでも「いいえ」がある場合は申請できません。

1	宗教活動または政治活動を目的として事業を行う者ではない	(はい)・いいえ
2	茅ヶ崎市暴力団排除条例(平成23年茅ヶ崎市条例第5号)第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等がその構成員である者に規定する暴力団員等又は暴力団経営支配法人等がその構成員でない	(はい)・いいえ

3	風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する性風俗関連特殊営業を行う者ではない	はい・いいえ
4	対象労働者の採用日の前日から起算して過去1年間に雇用・請負等の関係がなく、出向や派遣等の関係により事業所において就労させたことがある事業主ではない	はい・いいえ
5	対象労働者の採用日の前日から起算して過去1年間に対象労働者を雇用していた事業主と資本的・経済的等の関連性からみて密接な関係にある事業主ではない	はい・いいえ
6	対象労働者は雇入れ事業所の事業主または取締役の3親等以内の親族ではない	はい・いいえ
7	破産手続開始の申し立てが行われていない	はい・いいえ
8	神奈川県が措置する指名停止期間中の者ではない	はい・いいえ
9	市税の滞納の有無の要件について、茅ヶ崎市が保管する公簿等により確認することに同意する	はい・いいえ
10	申請の内容及び添付資料について虚偽はないため、茅ヶ崎市おしごと未来応援金の支給後に虚偽や不正等が発覚した場合は、報奨金の全部又は一部を市長が定める期限内に返還することに同意する。	はい・いいえ

4 振込先 ※通帳等に記載のとおり正確に記入してください。

口座名義人	(フリガナ) カブシキシャイバシマロ ダケヨウリシヤク イホシヤウ 株式会社えぼしまろ 代表取締役 烏帽子 太郎							
金融機関名	茅ヶ崎銀行							
金融機関コード	●	●	●	●	(4桁)			
店名	茅ヶ崎支店							
店番号	●	●	●	(3桁)				
預金種別	1：普通 2：当座							
口座番号	1	2	3	4	5	●	●	(7桁)

(注) 口座番号が6桁以下の場合、始めに「0」を記載してください。

茅ヶ崎市おしごと未来応援金支給申請書兼誓約書（労働者用）

第2号様式（第8条関係）

茅ヶ崎市おしごと未来応援金支給申請書兼誓約書（労働者用）

6か月の継続雇用
以降の日付

令和 3年 10月 1日

（宛先）茅ヶ崎市長

茅ヶ崎市おしごと未来金の支給を受けたいので、「4 誓約及び同意事項」に誓約及び同意のうえ関係書類を添えて申請します。

<申請者>

氏名	茅ヶ崎 桂子
住所	〒253-0043 茅ヶ崎市元町●-●-●
電話番号	0467-80-●●●●
生年月日	平成元年 9月 9日

1 支給申請額

記入しないでください

2 採用された事業所名

株式会社えぼしまろ

勤務地の住所

茅ヶ崎市茅ヶ崎1-1-●●

3 採用された日

令和 3年 4月 1日

誓約・同意事項に一つでも「いいえ」がある場合は申請できません。

4 誓約及び同意事項（労働者）

1	採用日より6か月以上継続して勤務した	はい・いいえ
2	茅ヶ崎市暴力団排除条例(平成23年茅ヶ崎市条例第5号)第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等がその構成員である者に規定する暴力団員等又は暴力団経営支配法人等の構成員でない	はい・いいえ
3	市内居住状況及び市税の滞納の有無の要件について、茅ヶ崎市が保管する公簿等により確認することに同意する	はい・いいえ
4	採用日の前日から起算して過去1年間に雇用・請負等の関係がなく、出向や派遣等の関係により事業所において就労させたことがある事業主ではない	はい・いいえ
5	採用日の前日から起算して過去1年間に対象労働者を雇用していた事業主と資本的・経済的等の関連性からみて密接な関係にある事業主ではない	はい・いいえ
6	雇い入れ事業所の事業主または取締役の3親等以内の親族ではない	はい・いいえ
7	申請の内容及び添付資料について虚偽はないため、茅ヶ崎市おしごと未来応援金の支給後に虚偽や不正等が発覚した場合は、報奨金の全部又は一部を市長が定める期限内に返還することに同意する。	はい・いいえ

5 振込先 ※通帳等に記載のとおり正確に記入してください。

口座名義人	(フリガナ) チガサキ ケイコ 茅ヶ崎 桂子							
金融機関名	茅ヶ崎銀行							
金融機関コード	●	●	●	●	(4桁)			
支店名	茅ヶ崎支店							
支店コード	●	●	●	(3桁)				
預金種別	1：普通 2：当座							
口座番号	9	9	9	9	●	●	●	(7桁)

(注) 口座番号が6桁以下の場合、始めに「0」を記載してください。

在籍証明書（労働者が単独で申請する場合の参考様式）

参考様式

この様式は、参考様式です。事業所の様式で申請可能ですが、この参考様式と同じ項目を証明してもらってください。

茅ヶ崎市おしごと未来応援金に係る在職証明書

令和 3年 10月 1日

所在地 茅ヶ崎市茅ヶ崎1-1-●●

6か月の継続雇用以降の日付で証明してください。

法人名・

事業所名等 株式会社えぼしまろ

代表者 烏帽子 太郎

株式会社
えぼしまろ
代表取締役
印

(代表者の印)

※法人の場合は個人印不可

以下の者は、証明日の時点で次のとおり在職していることを証明します。

該当の ハローワーク求人番号	14080-158●●●●●
ふりがな 氏名	ちがさき 茅ヶ崎 けいこ 桂子
生年月日	昭和・平成 元年 9月 9日
勤務先事業所 所在地	茅ヶ崎市茅ヶ崎1-1-●●
勤務先事業所名	株式会社えぼしまろ
採用日	令和3年 4月 1日
就業時間 (どちらかに○)	1週間の所定労働時間(申請時点) 20時間以上 30時間以上
雇用期間 (どちらかに○)	期間の定めあり・期間の定めなし